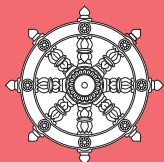


ZENBUTSU 全仏

No.
608



仏暦2558年4月
[2015年]

CONTENTS

道徳の教科化をめぐる①

一般社団法人在家仏教協会 理事 菅原 伸郎 2

時局対策セミナー『伝統仏教と人口減少』開催報告

野村証券株式会社 和田 理都子・塚寄 智志 4

InterFaith 駅伝2015開催報告 6

加盟団体顧問弁護士連絡会開催報告 7

寺院が知っておきたい法律知識 8



公益財団法人

全日本仏教会

WFB (世界仏教徒連盟) 日本センター

「道徳の教科化をめぐる」①

一般社団法人在家仏教協会

理事 菅原 伸郎
(すがわらのぶお)



小中学校の道徳教育が強化される。これまでは週一回の特設授業だったが、小学校で二〇一八年度から、中学校で二〇一九年度から「特別の教科」に格上げされるのだ。他教科と同じように検定教科書が作られ、学期末に配られる通知表には「評価」も書き込まれる。

文部科学省は近く、その具体的内容を盛った新しい学習指導要領を決定する。愛国心を小学校の低学年から学ばせる、いじめ問題を念頭に公平や公正を教える、考えるだけでなく討論を重視する、といった方向も示される。その内容を宗教の視点を

まじえて二回にわたって考えてみたい。

修身教育から道徳教育へ

道徳や宗教に関する日本の教育は揺れ動いてきた。まず修身科が明治の初めに設置された。正直とか勤勉といった国民道徳を広めた点では評価される。しかし、中核には「我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ……」で始まる教育勅語（一八九〇年）が置かれ、次第に天皇崇拜や軍国主義を教え込む指導になっていった。

敗戦後まもなく、修身教育は主権在民の時代にはそぐわないとし

て打ち切られた。そして、占領軍の意向もあって、新しい価値観がもっぱら社会科の授業で教えられた。筆者も含めていま七十歳前後の世代が受けた教育である。日本国憲法の民主主義、男女同権、思想信条の自由などを語る先生たちは生き生きしていたものだ。

しかし、社会科は再軍備や逆コースの流れのなかで批判にさらされる。子どもが親の言うことを聞かなくなったのは学校のせいだ、といった不満も出された。修身復活論が唱えられ、文部省と日教組の対立が激しくなった。その末に保守派が押し切る形で一九五八年に道徳教育が始まる。

それ以来、行政が旗を振れども学校現場は消極的、という構図が続いた。一九六六年には「期待される人間像」が作られ、九〇年代には「心の教育」が求められもした。しかし、その授業を受けてきたはずの世代に感想を聞くと、多くは「テレビを見ていただけ」「記憶にないなあ」といった答えしか返ってこない……。

公民の分野は必要

愛国心の指導については、憲法第九条をめぐる国論の分裂や左右の対立のなかで揺れてきた。刻苦勉励や親孝行といった修身教育時代の理念も、高度経済成長や家族観の変化で色あせてしまう。結果として、道徳教育は批判や嘲笑を浴びることも多かった。しかし、すでに五十年以上、ともかくも存在してきたのだ。ただ反対や無視ではなく、今回の教科化を機会に実りある内容に育てていく時期にきているかとも思う。

これまでの学習指導要領や副読本を読み返すと、大切なことも多々載っている。たとえば、公衆道徳や法の順守は、どんな社会でも、いつの時代でも、思想信条を問わず、学校で教えられるべきである。交通信号を守ろう、ゴミはきちんと捨てよう、他人に危害を加えてはいけない、といったことだ。こうしたことは、子どもたちに「国会にせよ、学級会にせよ、みんなで話し合って決めたことは守ろう」と話せば、納得されるは

ずだ。○×式の試験をしたり、点数によって評価したりすることも可能である。

フランスでは、この分野を中心にした「公民教育」が行われている。十八世紀末の大革命で共和国派がカトリック教会と対立関係にあったため、公立学校では宗教が排除されてきた。市民としての倫理や哲学は学校で教え、人生や宗教については家庭や教会が受け持つ、という分担である。

内面の「評価」が課題

しかし、日本では修身教育の時代から、公衆道徳だけでなく個人の内面や人生についても学校で教えてきた。二〇一八年度からの学習指導要領には二十二の指導項目があるが、そのなかで、正直、勇氣、親切、感謝、友情、寛容、公正、家族愛、愛国心、畏敬の念などは、先の公衆道徳とは少し異なる分野といえる。

こうした価値観の指導は、そう簡単ではない。偉人伝を多く盛りこんだ教科書を使うことにならう

が、いま「正直」を教えるとしてどう話せばよいのか。仮にジョージ・ワシントン少年がサクラの木を切り倒して自ら名乗り出たエピソードを持ち出すとして、心ある教師ならきつと心が痛むはずだ。わが身を振り返って「うそをついてはいけない」と語れる資格があるのか、と……。

「難しく考えず、ともかくも徳目を叩き込め」という声も聞く。そんな怖い先生がおられたことも少年時代のわが記憶にはある。しかし、テレビなどに囲まれて育った現代の子どもは、封建時代の従順な領民ではない。「ハイハイ」とうなずきながら、陰であざ笑う子もいるはずだ。そんな偽善を育ててはしないか、心配になる。

それでも何とか授業は終えたでしょう。しかし、今回の教科化で教師はさらに通知表に「評価」を一人ずつ書き込まねばならない。A・B・Cといった点数化するよりは良いようにも思うが、クラス全員を観察し、寸評を書くのだ。この文章がどんなにその子の心を傷つけるかなど考えたなら、よ

ほどの覚悟がいる作業になるだろう。修身教育の時代、そうした評価を記入した戦前のある先生はこう告白していた。

《苦悩と煩悶とをつづけ、何かなしに点数を付しながら（中略）さも大罪悪でも犯したらんが如き不安におびえておる》（貝塚茂樹著『道徳教育の教科書』一八四頁より再引用。学術出版会）

相対化する視点こそ

ともかくも必ず教えなければならなくなる道徳科だが、教師はそれらの規範や徳目が「絶対」でないことも覚えておいていい。たとえば、旧約聖書には「十戒」などの戒律が数多く載っている。しかし、その順守はまず不可能であって、宗教改革者マルティン・ルターはこう述べていた。

《誠めはただ、人間がこれによって善に対して無能なことを悟り、自己自身に頼り得ないことを知るのに役だつばかりなのである》（若波文庫、石原謙訳『キリスト者の自由・聖書への序言』一九頁）

徳目は何のためにあるのか、自分の愚かさを再確認するため、というのだ。『歎異抄』にある親鸞の「善人なおもて往生をとぐ、いわんや悪人をや」にも通じる思想だろう。神や無限の前では、道徳はあくまで「相対」の価値でしかありえない。教師はこうした教えを学び、そもそも善人などいない、という視点も持ちたいものだ。そのときにこそ、本当の教育が始まるはずである。

*

次号では、愛国心と畏敬の念について考えたい。

●プロフィール

菅原伸郎（すがわら・のぶお）

一九四一年生まれ。早稲田大学政治学科卒。朝日新聞社で論説委員、大阪本社学芸部長、東京本社「こころ」編集長などを務め、二〇〇三年に退社。東京医療保健大学教授を経て、現在は立正大学講師として「宗教教育論」を担当。著書に「宗教をどう教えるか」「宗教の教科書 十二週」、編著に「戦争と追悼——靖国問題への提言」。

時局対策セミナー

「伝統仏教と人口減少」 開催報告

— 賛助会員企業とのコラボ初の試み —



去る二月六日、野村證券日本橋本社で標記セミナーを開催し、加盟団体の役職者・研究機関の職員約八十名が参加した。急激な社会変化で維持が困難な寺院や無住寺院の増加が懸念さ

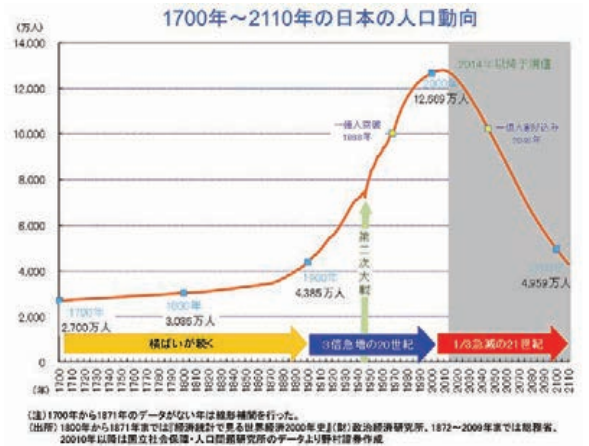
れる中、本会と加盟団体は勿論のこと、各加盟団体の行政機関と研究機関が、諸問題の共有を図る場として企画した。

当日は、野村證券金融公共公益法人部主任研究員の和田理都子氏と、同部課長の塚寄智志氏に過疎化の現状や寺院の役割について講演をいただいた。

■人口の三分の二を失う時代の到来

和田理都子

「JCT」は経済活動や社会など、全ての活動の基本・基盤であり、人口の増加や減少といった「ヒトの動向」は、宗教も含め、その在り方に大きな変革を投げかける。日本は今、人口総数が三倍増になった二十世紀を経て、人口の三分の二を失うと予測される二十一世紀の入り口に立っている。これが



ら我々は、平時に八千万人規模の人口を失っていくという、人類初の過程と対峙しなければならぬ。

こうした時代の転換点において、我々自身はどう変化すべきなのか。ここで注目するのは「密度」という概念である。二十世紀には「規模の経済性」の追求が豊かさをもたらしたが、これを「密度の経済性」へと変化させていく。街、産業、人などあらゆる主体がそれぞれ密度を高く保つことで、人口が縮小する中でも人生の豊かさや暮らしの安心・安全を享受することが可能になると考えられる。

— キーワードは「密度」 —

例えば、「街×密度」の問いには、「コンパクト化」が一つの答えになる。居住域の人口密度を保つことができれば、財政効率を高め、サービスの採算性を保ち、撤退を抑えることができる。「産業×密度」の問いでは、「多機能化・問題解決型」が期待される。例えば、走るだけの車から、蓄電発電機能を備えたエネルギーシステムの一翼を担う車への多機能化、無公害化という問題解決型への進化である。またコンビニのように、店員一人で買い物や送金、宅配便など様々なサービス提供を可能とするICTシステムの開発は、「人材×密度」の解であろう。

二一〇〇年に人口規模は五千万人を切るが、これは日本が百年かけて百年前の水準に戻ることを示す。だが百年前と決定的に異なるのは、江戸時代の五千万人は全国に広く分布し地域経済を担っていたが、次の五千万人は東京に一極集中し、他の地域は激減、消滅の可能性まで指摘される点である。常に人と共にあった仏教にとって、一極集中は存続問題にもつな

がるが、むしろ、仏教界からの働きかけによって、いわば「仏教×密度」の解を見出すことを通じて、こうした未来予測を変えることはできないだろうか。

■寺院は永続性を維持できるのか？

塚崎 智志

これまで経験したことがない、特に地方寺院で顕著な檀信徒の高齢化と減少、都市圏への流出、そして地域集落そのものの消滅などが、寺院のあり方を根底から見直さざるを得ない状況をもたらしている。また、寺院と檀信徒の間では任職罷免要求などの激しいトラブルも起きている。

筆者も各宗派や地域仏教会などで研修会・講演会の講師、または個別様々なご相談への対応という形でお手伝いさせていただくことも多いが、こうしたトラブルの多くは普段からのコミュニケーション不足と法人運営の杜撰さから発生しているケースが多い。寺院が考えなければならぬのは、檀信徒・門徒の動向と併せて、これまで寺院では敬遠されがちだった

「宗教法人」としての管理運営、いわゆる「世俗的側面」への理解と対応である。

僧侶それぞれが法人を管理運営しているという意識を持つことは当然だが、中長期ビジョンの策定、宗教法人法の理解、組織としてのガバナンス（統治・統制）、税務・会計処理への対応、関係者への説明責任、透明性の確保、リスクマネジメント（危機管理）、それらの運営基盤を支える財務管理、経済環境への理解に至るまで高いレベルでの意識及び実践が求められているのである。さらには状況によって社会情勢に対応すべく、寺院規則の整備、見直しも必要となってくる。

宗教法人として適正な管理運営を遂行していくためには、地域コミュニティとの融合、責任役員、総代など関係者との相互理解も欠かせない。これからの寺院の未来像に関して価値観を共有できる人々との連携も重要となってくる。

―時代に適應する力を―

寺院によっては檀信徒・門徒不在の議論、施策が多いようだが、

公益性の観点からも、寺院を取り巻く人々の意識、行動の変化などを敏感に感じ取れるアンテナの高さ、感度が必要で、理想である「開かれた寺院」であるためには、関係者を巻き込んでいく外向きの意識が不可欠となる。

僧侶一人ひとりが寺院のあり方、機能を再考し、必要な世俗的要素を理解し実践できるようにすれば、僧侶、寺院のあり方も自ずと激動の時代に合致した姿へと変わってこよう。宗教者としての存在と宗教法人を管理運営する立場とは、一見相反しているようであるが、実は両面が機能してより深い信頼を得ることが出来るのである。

これからの寺院に求められるのは、現コミュニティにおける寺院のあり方を再考しつつ、同時に「場所」に拘らず外へ向かう姿勢である。社会が縮小するという厳しい時代だからこそ、世俗的側面への理解と実践が、本質である信仰の継承を可能にするのである。効率的な追求だけでは解決できない高齢化、二十一世紀の「人の生と死」の問題に、寺院自身も変わる

ことよって二十一世紀の仏教が応え導くことが期待されている。

●プロフィール

和田理都子
(わだりつこ)



野村證券株式会社 金融公共公益法人部 主任研究員。平成五年野村総合研究所入社後、政策研究センター、経済研究部を経て平成十八年に野村證券経済調査部に転籍、平成二十五年十二月から現職。

人口増減や高齢化、グローバル化の進展、資源高といった構造的要因・構造問題を踏まえ、中期的視点から日本経済の先行きを予測。特に、日本の全市区町村を対象とした一都市力の分析を行い、地域経済の活力維持についてのマクロ経済分析を進めている。日本経団連都市・地域政策委員会モデル都市部会委員。

塚崎 智志
(つかざきさとし)



野村證券株式会社 金融公共公益法人部 公共公益法人課長 宗教セクター 担当。昭和四十三年福岡県生まれ。平成二年野村證券入社後、渋谷支店、福岡支店、投資信託部、新宿野村ビル支店などを経て平成十八年から現職。

宗教法人の管理・運営に関して寺院への情報提供及び実務サポートを行っている一方で、各宗派、仏教会などでの僧侶向けに講演、研修、セミナー講師を務め、宗教法人向け情報誌への執筆も行う。宗教者、宗教法人として今後検討すべきこと、特に環境が変化する中で「一聖一俗」のあり方について言及する。

InterFaith 駅伝2015 開催報告

昨年の初開催に続き、去る二月十五日、諸宗教者間でタスキを繋ぎ世界平和と震災復興を祈願するInterfaith 駅伝2015〜平和を願う祈りの駅伝〜(以下駅伝)が開催された。



仏教者からイスラム教徒へタスキが繋がる

InterFaithはヨーロッパのルクセンブルクで発足し、ルクセンブルクINGナイトマラソンに併設し、毎年開催されている。日本開催では、本会が事務局を担い、(公財)日本宗教連盟、京都府宗教連盟協力のもと、主催団体となるJF実行委員会を組織し、京都マラソン2015に併設し開催された。

駅伝には、海外からルクセンブルク、ドイツ、フランスの聖職者七名、国内からは実行委員会を構成する各団体から推薦された聖職者三十三名の計四十名が十チームに分かれ、異なる宗教・宗派間で「祈りの駅伝」と書かれた黄色のタスキを繋ぎ、一万六千人の市民ランナーと共に都大路を走り抜けた。本会からは、法華宗(本門流)、全日本仏教青年会、本会関西支局の僧侶が参加した。



表彰式

〔十四日(前日)〕

● 駅伝説明会(十四時三十分〜)

ホテル本能寺を会場に、駅伝の説明会が行われた。

● 祈りの時間(十五時三十分〜)

法華宗(本門流)大本山本能寺において、菅原日桑貫主御導師のもと、世界平和と翌日の駅伝の成功を祈願する法要が厳修された。

法要の中では、門川京都市長をはじめ、インゴ・ハンケーフ実行委員会顧問、芳村正徳JF実行委員会顧問から平和への願いを込めた挨拶がなされた。

● 夕食会(十七時三十分〜)

法要終了後、ホテル本能寺へ会場を移し、チームごとにテーブルを囲んで夕食会が行われた。前回大会からの参加者もあり、翌日の駅伝に向けて和やかな交流が行われた。

〔十五日 駅伝開催、表彰式〕

駅伝は京都マラソン2015のランナーがスタートした後、九時十五分に西京極総合運動公園をスタートし、仁和寺前、ノートルダム学院小学校前、聖ドミニコ女子修道院前を中継所とし、平安神宮でゴールとなった。

当日は、冷たい小雨が降る中ではあったが、四十人全ての参加者が、平和への想いを胸に、担当区間を完

走し、タスキを繋ぎゴールを迎えることができた。



完走の瞬間

また、各中継所には、諸宗教団体からボランティアが集い、お揃いのユニフォームを身に纏い、駅伝走者のサポートを行った。

駅伝終了後、十七時三十分より京都ロイヤルホテル&スパにおいて、表彰式が開催された。表彰式には門川市長も出席し、教義の違いを超え、相互理解を目指し世界平和を願う駅伝に参加した走者の力走を称えた。

(詳細は本会HP)



仁和寺前での応援

「原発事故訴訟の現況」について理解深める

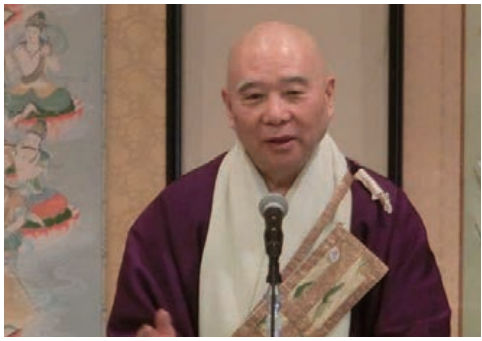
第三十一期平成二十六年

加盟団体顧問弁護士連絡会

二月四日午後一時より、奈良・薬師寺まほろば会館を会場にお借りし「原発事故訴訟の現況」をテーマに標記連絡会を開催した。

全日本仏教会では、東日本大震災発生直後より現在に至るまで支援活動をしているが、その一環として今回のテーマ設定となった。

当日は、講師に林心澄氏（福島県双葉郡浪江町真言宗豊山派清水寺住職）、木ノ下秀俊氏（真言宗大谷派仙台教務所嘱託 現地災害救援本部福島事務所）、伏見英俊氏（真言宗智山派智山伝法院非常勤教授）、大森秀昭氏



開会に先立ち山田法胤法相宗大本山薬師寺管長よりご挨拶をいただいた

（東日本大震災による原発事故被災者支援弁護士副団長、弁護士）をお招きし、現地の今なお困難な状況や原発事故訴訟の経過・現況と展望、ADR（原子力損害賠償紛争センター）の果たした役割等のご説明をいただいた。参加した加盟団体役員並びに顧問弁護士等約三十名の方々は、各講師の言葉に熱心に耳を傾けていた。質疑応答の中で、本会顧問弁護士の長谷川正浩氏が、弁護士を介さずに直接交渉していた経緯と今後の対応について質問。伏見氏が東京電力の神奈川補償相談センターの十分な理解により直接交渉が可能であった経緯を説明した。また林氏は、今後建物や財物の交渉を控え、話し合いだけでは難しく、弁護士を介すことも考えていると答えた。

全日本仏教会では、本会救援基金より支援金を拠出して、現地で支援活動をしている団体や、保養プログラムを実施している団体を支援しています。引き続き救援基金へのご理解とご支援を、どうぞよろしくお願いたします。

事務総局録事

2月(1日～15日)

- 3日 ▶ 真言宗豊山派総本山長谷寺訪問 奈良・長谷寺
- ▶ 仏教NGOネットワーク企画会議出席 東京・(公財)庭野平和財団
- 4日 ▶ 平成26年度加盟団体顧問弁護士連絡会開催 奈良・薬師寺
- ▶ (一社)仏教検定協会今田専務理事来局 本会会議室
- 5日 ▶ 律宗唐招提寺訪問 奈良・唐招提寺
- ▶ 華嚴宗東大寺訪問 奈良・東大寺
- ▶ 台徳院殿靈廟模型日本初公開記者発表会出席 東京・英国大使館
- ▶ (一社)海の里創造基金森山理事長来局 本会会議室
- ▶ 朝日ビジネスソリューション(株)木村氏来局 本会会議室
- 6日 ▶ 時局対策セミナー「伝統仏教と人口減少」開催 東京・野村證券(株)日本橋本社
- ▶ 朝日ビジネスソリューション(株)渡辺氏他来局 本会会議室
- 9日 ▶ 茨城県仏教会研修会出席 茨城・ホテルグランド東雲
- 10日 ▶ 第43回全日本仏教徒会議愛媛大会実行委員会出席 愛媛・多聞院
- ▶ 黄檗宗岡田巨令管長本葬儀参列 京都・萬福寺
- ▶ 局内会議 本会会議室
- 12日 ▶ 高野山真言宗中西座主晋山祝賀会出席 大阪・スイスホテル南海大阪
- ▶ 扶桑教本部訪問 東京・扶桑教本部
- ▶ 東北4県主催東日本大震災復興フォーラム参加 東京・読売ホール

- ▶ 野村證券(株)塚崎氏来局 本会会議室
- ▶ 無料法律相談開催

- 13日 ▶ (公社)全日本仏教婦人連盟新年修正会出席 東京・ザ・プリンス パークタワー東京
- ▶ (株)阪神阪急ビジネストラベル下里氏来局 本会会議室
- 14日 ▶ InterFaith駅伝2015開催(駅伝説明会、祈りの時間、夕食懇談会) 京都・法華宗(本門流)大本山本能寺、ホテル本能寺
- 15日 ▶ InterFaith駅伝2015開催(諸宗教間駅伝、表彰式) 京都・京都マラソン2015併設、京都ロイヤルホテル&スパ

2月(16日～28日)

- 17日 ▶ 朝日ビジネスソリューション(株)木村氏来局 本会会議室
- ▶ 中外日報赤坂氏来局 本会会議室
- 19日 ▶ 淑徳大学藤森氏来局 本会会議室
- 23日 ▶ (公財)日本宗教連盟幹事会出席 東京・新宗連会館
- ▶ (公財)日本宗教連盟理事会出席 東京・新宗連会館
- ▶ 総合警備保障(株)宍戸氏他来局 本会会議室
- 24日 ▶ 局内会議 本会会議室
- 25日 ▶ 福島県仏教会役員会出席 福島・郡山ビューホテルアネックス
- 26日 ▶ 第43回全日本仏教徒会議愛媛大会実行委員会出席 愛媛・小倉葬祭社
- ▶ 第3回支援検討会議開催 本会会議室
- 27日 ▶ 法華宗(本門流)宗務院訪問 東京・法華宗(本門流)宗務院
- ▶ 無料法律相談開催



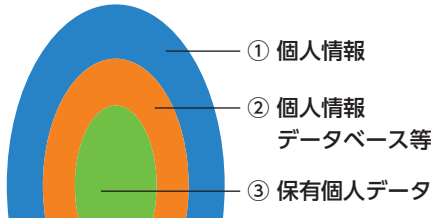
寺院が知っておきたい法律知識

宗教法人運営のための法律入門⑧

宗教法人と個人情報保護法—その2

宗教法人が保有する多くの個人情報の取り扱いについて、個人情報の収集、管理、問い合わせ等についてご説明します。

個人情報保護法上の定義



①	特定個人に関する情報で特定個人の識別可能な情報
②	特定の個人の集合体であって容易に検索できるよう体系的に構成したもの（例：住所録）
③	6ヶ月以内に消去する予定のない個人情報

1、①個人情報を②個人情報データベース等に構成するとき

- A、利用目的を特定し、明確化します。（個人情報保護法第15条）
- B、あらかじめ利用目的を公表します。公表しなかったときは直ちに公表するか、本人に通知します。尚、公表とは不特定多数の人が知り得る状態におくことをいいます。
- C、本人から個人情報を書面でもらうときは、利用目的を明示します。
- D、偽りその他不正の手段によって個人情報を取得しないようにします。
- E、公開されているもの（例：電話帳）からの取得は、公表されているものの目的により、利用目的が拘束されます。

2、②個人情報データベース等を管理するとき

- A、安全管理措置（漏洩毀損の禁止）
 - a、管理担当者、管理方針を決めます。
 - b、管理担当者を教育します。
 - c、管理の場所（部屋）、管理の道具（例：パソコン）を特定します。
 - d、データを暗号化します。
- B、第三者への提供禁止。第三者への提供は本人の同意が必要です。（例外：委託先やグループ使用）
 - a、委託先を監督します。
 - b、秘密保持の契約を締結します。（個人情報の秘密保持・委託業務以外の使用禁止・第三者への開示禁止・終了後の廃業）
 - c、グループ利用をする場合は、グループの範囲、利用目的管理責任者について本人に通知するか、本人の知り得る状態にしておきます。
 - d、データを暗号化します。

3、本人からの問い合わせがあったとき

情報の開示、訂正、削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止等の要求があった場合は、誠実に対応します。

- a、指摘が間違っている場合もありますから、本人の言う通りにしなければならないというわけではありません。
- b、利用目的などは、尋ねられたらすぐ答えられるようにしておきます。（個人情報保護法第31条）
- c、本人確認を怠ってはいけません。（例：免許証・パスポート）
- d、問い合わせの方法を定めて公表するか、尋ねられたら答えられるようにしておきます。
- e、担当者を決めて担当者教育をします。
- f、苦情に対しては怒らないようにします。

4、不用なものはすぐ破棄すること。

破棄するときに情報が漏洩しやすいですから、破棄担当者以外には廃棄しないようにします。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修